

Z—61—E

## 相続税法 試験問題

### 〔注意事項〕

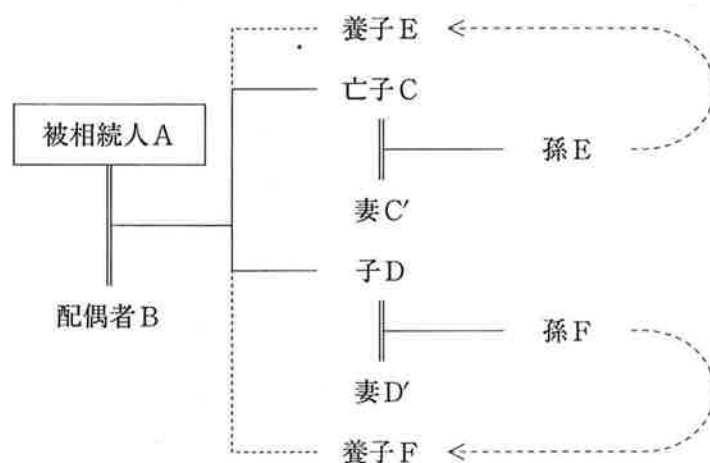
1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験開始後1時間及び試験終了前10分間は退場できません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。  
鉛筆、赤のインキ及び修正液(修正テープを含む。)を用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に記載してください。  
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 試験問題は、平成23年4月18日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「E1～E10」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 —50点—

問 1 非上場株式等についての相続税の納税猶予(租税特別措置法第70条の7の2)に関して、その制度の概要を説明しなさい。

問 2 次の設例に基づき、孫 E 及び孫 F について算出された相続税額に対して、相続税額の 2 割加算(相続税法第 18 条)の対象となるか否か、また、対象となる場合には対象となる相続税額はいくらになるか、理由を付して説明しなさい。

(設例)



- ① 平成 10 年 孫 E 及び孫 F は、被相続人 A と適法に養子縁組をした。
- ② 平成 16 年 孫 E 及び孫 F は、被相続人 A から相続時精算課税の適用を受ける財産の贈与を受けた。(各人は現金 2,000 万円の贈与を受けた。)
- ③ 平成 19 年 被相続人 A と孫 E 及び孫 F は、適法に離縁した。
- ④ 平成 23 年 被相続人 A が死亡。孫 E 及び孫 F は、それぞれ現金 3,000 万円の遺贈を受けた。孫 E 及び孫 F の相続税額はそれぞれ 1,000 万円(相続税額の 2 割加算の適用前の金額)であった。

〔第二問〕 —50点—

被相続人甲の相続人及び受遺者(以下「相続人等」という。)の納付すべき相続税額に関する【資料1】及び【資料2】に基づいて、各相続人等の納付すべき相続税額を計算の根拠を示しながら求めなさい。

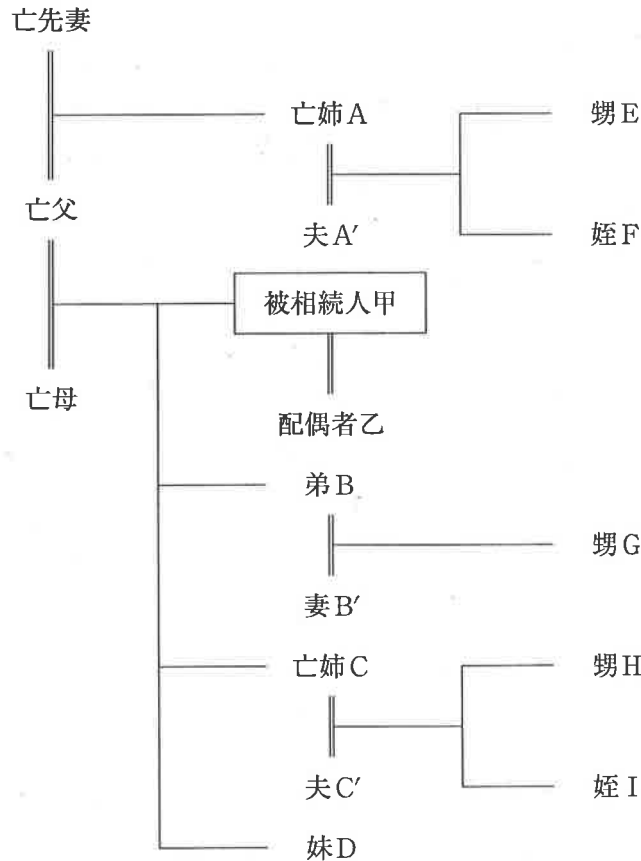
なお、解答は、次に掲げる指示に従って行うこと。

- (1) 解答は、答案用紙の所定の箇所に記入する。
- (2) 課税価格の計算のうち、小規模宅地等の特例については、答案用紙の1の(3)「小規模宅地等の特例の計算」欄に記入することとし、その特例の適用を受ける財産の答案用紙の「課税価格に算入される金額」欄には、その特例の適用を受ける前の評価額を記入する。
- (3) 各相続人等の課税価格に算入する金額の計算に当たって2以上の計算方法がある場合には、設問中に特に指示されている事項を除き、各人の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとする。
- (4) 各相続人等の算出相続税額の計算に当たってのあん分割合は、端数を調整しないで計算する。

【資料 1】

1 被相続人甲は、株式会社 Q 社(以下「Q 社」という。)を主宰する会社経営者であったが、平成 23 年 4 月 14 日、自宅で死亡した。相続人等は全員同日中にその事実を知った。

2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



(注) 1 被相続人甲は、相続開始時において日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。

2 被相続人甲は、昭和 12 年 6 月 15 日生まれであり、相続人等はすべて 20 歳以上である。

3 被相続人甲は、配偶者乙と昭和 39 年 11 月 4 日に婚姻した。

4 甥 G は、被相続人甲に係る相続開始時において、日本国籍は有しているものの、日本国内に住所を有していない(平成 20 年 8 月 1 日より米国在住)。なお、甥 G 以外の相続人等は、被相続人甲に係る相続開始時において、日本国内に住所を有している。

3 被相続人甲の遺産に関して判明している事項は次のとおりである。これらの遺産については、平成 23 年 11 月 8 日に共同相続人間で適法に分割の協議が行われ、各相続人は、次のとお

り財産を取得した。

なお、遺産のうち米国債(アメリカ合衆国政府が発行する公債)については、被相続人甲が適法な手続きにより作成した公正証書遺言により、甥 G に遺贈されており、甥 G は遺贈の放棄をしていない。遺贈された米国債については、後記(5)のとおりである。

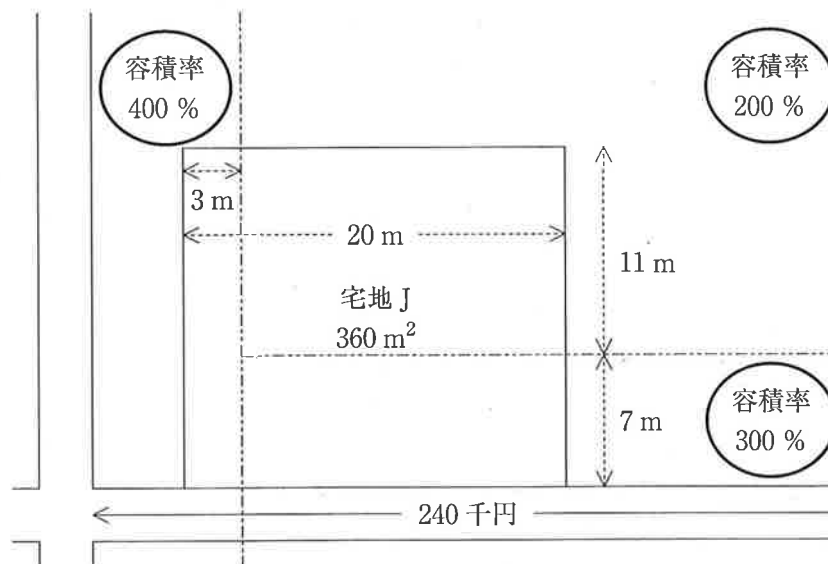
(1) 宅地 J(360 m<sup>2</sup>)及びその上に存する建物 K は、配偶者乙が取得する。

この宅地は、路線価地域(普通商業・併用住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりである。

なお、宅地 J の上に存する建物 K(面積 900 m<sup>2</sup>、固定資産税評価額 10,000,000 円)は、Q 社に賃貸しており、Q 社は自己が行う道路貨物運送業の用に供している。この賃貸については、敷金の授受は無く、相続開始時において家賃の未収はない。

また、宅地 J は、借地権割合 70 %、借家権割合 30 % の地域に所在する。

この宅地の評価に当たり使用する「容積率が価額に及ぼす影響度」は【資料 2】のとおりであるが、この「容積率が価額に及ぼす影響度」を使用して計算する減額割合は、小数点第 3 位未満を四捨五入して求めることとする。



(2) 宅地 L(400 m<sup>2</sup>)及びその上に存する建物 N は、配偶者乙が取得する。

この宅地は、路線価地域(高度商業地区)に所在し、その地形等は次のとおりである。

なお、宅地 L 及び宅地 M(被相続人甲及び被相続人甲の相続人等以外の第三者が所有)は、いずれも容積率が 800 % の地域に所在しているが、宅地 L は宅地 M の余剰容積率 200 % の移転を受けており、その対価として被相続人甲は、宅地 M の所有者に 150,000,000 円を支払っている。なお、余剰容積率の移転を受ける直前における宅地 L の通常取引価額は 600,000,000 円であった。

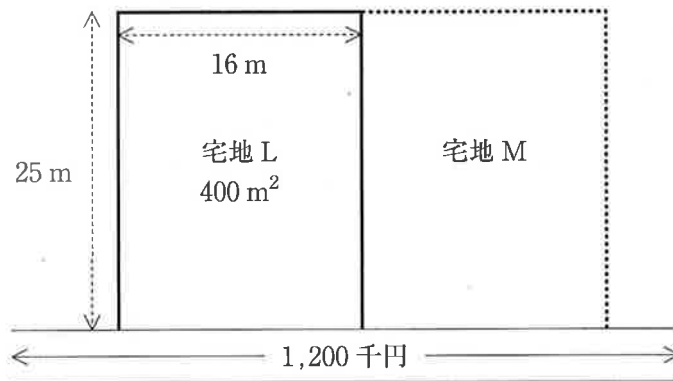
また、宅地 L は、借地権割合 80 %、借家権割合 30 % の地域に所在する。

建物 N(固定資産税評価額 33,000,000 円)は、10 階建てのビルで、各階の面積(300 m<sup>2</sup>)は同じである。

建物 N の 1 階及び 2 階の部分は、配偶者乙が従前から営んでいた物品販売業の用に供されている。

建物 N の 3 階から 9 階の部分は、Q 社に賃貸しており、Q 社は自己が行う不動産貸付事業の用に供している。この賃貸については、敷金の授受は無く、相続開始時において家賃の未収はない。

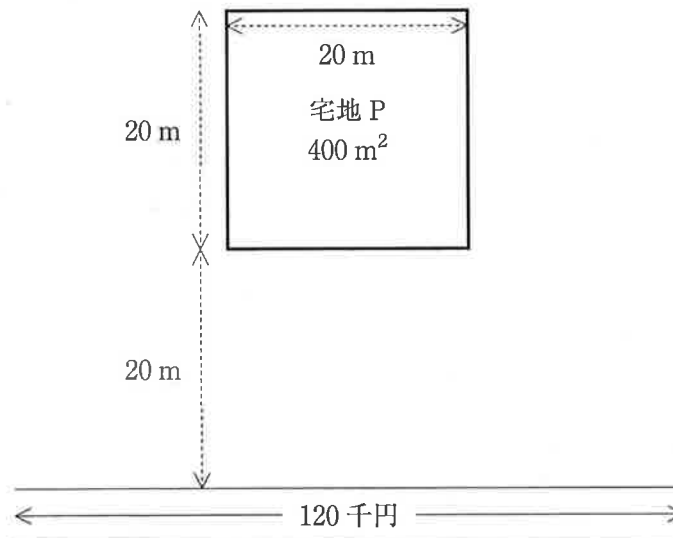
建物 N の 10 階部分は、構造上区分された 2 個の独立した部分(それぞれの面積は 150 m<sup>2</sup>である。)となっている。そのうちの 1 個には、相続開始時まで被相続人甲及び配偶者乙が居住しており、その後は配偶者乙のみが居住している。他の 1 個には、弟 B 及びその家族が使用貸借により居住している。



(3) 宅地 P(400 m<sup>2</sup>)は、配偶者乙が取得する。

この宅地は、路線価地域(普通住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりである。

なお、宅地 P について建築基準法その他の法令において規定されている建築物を建築するために必要な道路に接すべき最小限の間口距離は 2 m である。



- (4) Q社の株式29,000株は、配偶者乙が4,000株を、弟Bが12,000株を、姪Fが3,000株を、甥Hが5,000株を、姪Iが5,000株を取得する。

この株式の評価に必要な資料は次のとおりである。

イ Q社の資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の金額をいう。)は10,000,000円であり、発行済株式数は100,000株(すべて普通株式であり、議決権は1株につき1個とする。)であり、その株式は「取引相場のない株式」である。

ロ 相続後の株主の構成は、次表のとおりである。

株主の氏名	保有株式数	株主の氏名	保有株式数
配偶者乙	8,000株	甥H	10,000株
弟B	24,000株	姪I	5,000株
甥E	4,000株	Q社の取引先30名	46,000株
姪F	3,000株	合計	100,000株

(注) 「Q社の取引先30名」は、各人とも相互に同族関係者に該当しない。

ハ 被相続人甲に係る相続開始以前に終了したQ社の事業年度は次のとおりである。

- ① 相続開始の直前に終了した事業年度 : 平成22年4月1日～平成23年3月31日
- ② ①の前事業年度 : 平成21年6月1日～平成22年3月31日
- ③ ②の前事業年度 : 平成20年6月1日～平成21年5月31日

ニ Q社は、「不動産賃貸業」、「道路貨物運送業」及び「その他の運輸業」を営む会社で、それぞれの事業の取引金額が、相続開始の直前に終了した事業年度における全取引金額に占める割合は、45%、35%及び20%となっている。Q社の評価上の区分は中会社、Lの割合は0.9である。

なお、Q社は相続開始の直前に終了した事業年度以前の繰越欠損金はなく、比準要素の3要素ともプラスであり、株式保有特定会社及び土地保有特定会社のいずれにも該当しない。

ホ Q社の比準要素の金額の計算の基となる各事業年度における配当金額は次のとおりである。

- ① 平成22年4月1日～平成23年3月31日の事業年度  
80,000,000円(平成22年5月31日株主総会決議)
- ② 平成21年6月1日～平成22年3月31日の事業年度  
75,000,000円(平成21年7月31日株主総会決議)

(注)75,000,000円のうち、15,000,000円は創立50周年記念配当である。

- ③ 平成20年6月1日～平成21年5月31日の事業年度  
72,000,000円(平成20年7月31日株主総会決議)

ヘ Q社の比準要素の金額の計算の基となる各事業年度における利益金額は次のとおりで

ある。

① 平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日の事業年度

法人税の課税所得金額	1,056,000,000 円
内 土地売却益	150,000,000 円
内 借地権売却益	53,000,000 円
内 レバレッジドリース取引による分配金	30,000,000 円
法人税の課税所得の計算上益金に算入されなかった剰余金の配当	16,000,000 円
剰余金の配当に係る所得税額に相当する金額	3,200,000 円

② 平成 21 年 6 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の事業年度

法人税の課税所得金額	980,000,000 円
内 保険差益	36,000,000 円
内 レバレッジドリース取引による分配金	32,000,000 円
法人税の課税所得の計算上益金に算入されなかった剰余金の配当	14,000,000 円
剰余金の配当に係る所得税額に相当する金額	2,800,000 円

③ 平成 20 年 6 月 1 日～平成 21 年 5 月 31 日の事業年度

法人税の課税所得金額	960,000,000 円
内 レバレッジドリース取引による分配金	32,000,000 円

ト Q 社の比準要素の金額の計算の基となる純資産価額は次のとおりである。

平成 23 年 3 月 31 日現在の資本金等の金額	10,000,000 円
平成 23 年 3 月 31 日現在の利益積立金	3,250,000,000 円

チ Q 社株式の評価額の計算の基礎となる 1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は 36,000 円である。

(5) 米国債(アメリカ合衆国政府が発行する公債)\$ 200,000(アメリカドル)は、甥 G に遺贈された。

なお、被相続人甲の相続開始日におけるアメリカドルの最終の為替相場は次のとおりである。

- ・ 対顧客直物電信買相場(1 アメリカドル) 81 円
- ・ 対顧客直物電信売相場(1 アメリカドル) 83 円

4 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、すべて配偶者乙が負担した。

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 遺言執行費用   | 1,500,000 円 |
| (2) 銀行からの借入金 | 4,000,000 円 |

(3) 医療費の未払い金 480,000 円

5 被相続人甲の葬式に要した費用は次のとおりであり、すべて配偶者乙が負担した。なお、受けた香典の金額は、4,300,000 円であった。

- (1) 通夜・葬式費用 6,000,000 円
- (2) 香典返しの費用 2,000,000 円
- (3) 墓碑購入費用 3,000,000 円

6 上記のほか、相続税の申告書の提出期限までに、次の事項が判明している。

(1) 被相続人甲の死亡を保険事故とした生命保険契約に基づき支払われた生命保険金は、次のとおりである。

各生命保険契約の契約者は被相続人甲である。

また、各保険会社は、日本国内に本店のある保険会社である。

保険金受取人	保険金額	払込済保険料	保険料の負担者
配偶者乙	40,000,000 円	6,000,000 円	被相続人甲が全額を負担
配偶者乙	20,000,000 円	4,000,000 円	配偶者乙が全額を負担
甥 G	28,000,000 円	20,000,000 円	被相続人甲と配偶者乙が2分の1ずつ負担

(2) 被相続人甲の相続人等は、相続開始前に被相続人甲から次のとおり贈与を受けており、平成 22 年分までの贈与税の申告及び納税が必要なものについては、適法に済ませている。

贈与年月日	受贈者	受贈財産	贈与時の時価
平成 20 年 3 月 14 日	配偶者乙	現金	8,000,000 円
平成 20 年 6 月 29 日	甥 G	現金	10,000,000 円
平成 21 年 7 月 9 日	甥 E	宅地(軽井沢の別荘地)	7,000,000 円
平成 22 年 2 月 18 日	配偶者乙	現金	20,000,000 円

【資料2】

1 宅地の価額を求める場合における奥行価格補正率等(抜粋)

(1) 奥行価格補正率

- イ 高度商業地区 24 m 以上 28 m 未満：1.00
- ロ 普通商業・併用住宅地区 6 m 以上 8 m 未満：0.95、8 m 以上 10 m 未満：0.97、  
10 m 以上 12 m 未満：0.99、12 m 以上 32 m 未満：1.00
- ハ 普通住宅地区 10 m 以上 24 m 未満：1.00、40 m 以上 44 m 未満：0.92

(2) 間口狭小補正率(普通住宅地区)

4 m 未満：0.90、4 m 以上 6 m 未満：0.94、6 m 以上 8 m 未満：0.97、8 m 以上：1.00

(3) 奥行長大補正率(普通住宅地区)

2 以上 3 未満：0.98、3 以上 4 未満：0.96、4 以上 5 未満：0.94、  
5 以上 6 未満：0.92、6 以上：0.90

(4) 不整形地補正率(普通住宅地区)

かけ地割合	補正率	かけ地割合	補正率
10 % 以上	0.98	40 % 以上	0.85
15 % 以上	0.96	45 % 以上	0.82
20 % 以上	0.94	50 % 以上	0.79
25 % 以上	0.92	55 % 以上	0.75
30 % 以上	0.90	60 % 以上	0.70
35 % 以上	0.88	65 % 以上	0.60

(5) 容積率が価額に及ぼす影響度

地区区分	影響度
高度商業地区	0.8
普通商業・併用住宅地区	0.5
普通住宅地区	0.1

2 類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(平成23年分)(抜粋)

(単位：円)

業 種 目		番 号	B 配 当 金 額	C 利 益 金 額	D 簿 価 純 資 産 価 額	A(株価)				
大分類	中分類					小分類	平成 22年 平均	平成 23年 1月分	2月分	3月分
運輸業、郵便業		66	3.5	17	203	151	146	145	151	148
鉄道業		67	2.0	9	106	170	160	166	167	164
道路貨物運送業		68	2.9	14	212	109	110	109	110	108
水運業		69	6.9	44	259	220	209	199	220	216
運輸に附帯するサービス業		70	3.4	17	259	146	136	135	142	140
その他の運輸業、郵便業		71	2.9	9	178	148	146	148	151	147
不動産業、物品賃貸業		100	4.4	16	197	193	207	206	212	212
不動産取引業		101	3.9	9	161	92	110	116	120	114
不動産賃貸業、管理業		102	5.5	28	269	407	421	411	420	429
物品賃貸業		103	3.7	15	177	95	98	98	103	103

(注) 上記業種目別株価等の数値は、仮定の数値である。

3 相続税の速算表

各法定相続人の取得金額	税 率 (%)	控 除 額	各法定相続人の取得金額	税 率 (%)	控 除 額
10,000 千円以下	10	0 千円	100,000 千円以下	30	7,000 千円
30,000 千円以下	15	500 千円	300,000 千円以下	40	17,000 千円
50,000 千円以下	20	2,000 千円	300,000 千円超	50	47,000 千円

4 贈与税の速算表

課税価格	税 率 (%)	控 除 額	課税価格	税 率 (%)	控 除 額
2,000 千円以下	10	0 千円	6,000 千円以下	30	650 千円
3,000 千円以下	15	100 千円	10,000 千円以下	40	1,250 千円
4,000 千円以下	20	250 千円	10,000 千円超	50	2,250 千円



















## (4) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	計 算 過 程	金 額

## (5) 課税価格に加算する贈与財産(暦年課税分)価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加算される贈与財産価額

## (6) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区 分								計
相続又は遺贈による取得財産								
みなし取得財産								
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産								
債務及び葬式費用								
生前贈与加算(暦年課税分)								
課税価格(1,000円未満切捨て)								

受験番号

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額
千円		千円		千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額
		千円		円
合計	人 1			(100円未満切捨て) 円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等								計
区 分								
算 出 税 額								
加 算 又 は 減 算	相続税額の2割加算							
	贈与税額控除額 (暦年課税分)							
	配偶者の税額軽減額							
	未成年者控除額							
	障害者控除額							
差 引 税 額								
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)								
納 付 税 額 (100円未満切捨て)								
納 税 猶 予 税 額								

(注) 相続税額の2割加算及び控除金額等の計算過程は、次の(3)に記載する。

受 験 番 号					
---------	--	--	--	--	--

